



## 第25回 PEG・在宅医療学会学術集会開催報告

### 第25回 PEG・在宅医療学会学術集会 を振り返って

学校法人 国際医療福祉大学 国際医療福祉大学病院  
消化器・乳腺外科 教授 鈴木 裕



第25回 PEG・在宅医療学会学術集会を振り返って、まず脳裏をかすめるのは、どこまでも続いた逆境でした。2020年は世界中が新型コロナウイルス感染に打ちのめされ、当学会の学術集会も延期を余儀なくされました。そして、翌年の2021年は、感染は収まるどころか猛威を振るいまくり、またもや学会開催が危ぶまれましたが、何としても現地開催を断行する、その一念で準備を進めました。

語り尽くせぬ紆余曲折はありましたが、どうにか9月18日に国際医療福祉大学赤坂キャンパスで現地集合型+オンライン+アーカイブ、いわゆるトリプルハイブリッド型での学会を開催することが出来ました。ひとえに皆様方のお陰と、感謝の気持ちで一杯です。

シンポジウムや特別企画では、時流を先取りする問題を提起できたと確信しています。誤接続防止コネクタや医療安全に纏わる問題は、ゆっくり時間をかける猶予は到底ありません。日本を代表する方々が日本の将来を踏まえて熱く語ってくれました。今回の学術集会のメインテーマでもある『日本のPEGを問う』では、本学会のテーマを多方面から議論しました。持論ですが、学会は概念的な議論ではなく具体性が重要だと思います。その意味で、『疾患・重症度別の胃

瘻の適応指針』は、明日から臨床に役立つ意義深い内容でした。『嚥下機能評価の実際と展望』では、これから日本が避けては通れない高齢者、嚥下障害、誤嚥性肺炎などの社会的問題を見事にまとめてくれました。予想はしておりましたが、『PEGと生命倫理』の講演は圧巻でした。人は必ず死を迎えます。その時までにはどうすべきかを理論的に解説されました。社会が豊になることと人がその人らしく生を全うすることは必ずしも同一平面上にないことも知らされました。『チーム医療企画』は、次期大会長の小川先生を中心に、PEGに纏わる問題やその解決法を見事に議論されました。『要望演題』と『一般演題』は宝の山です。若い演者が多く粗削りではありますが、物の本質を本能的に察知した発表が散見されました。

コロナそのものおよびそれによる外出することへの罪悪感、加えて台風による土砂降りの悪天候など、負のファクターだらけの学会開催でしたが、一方では日本が抱える難題への糸口の一助になり得たと信じています。最後に、どこまでも続いた逆境ではありましたが、気がつく、いつの間にか視界が開けたように感じました。関係各位の皆さまに、この厳しい状況の中で開催にこぎつけられたことを本当に感謝致します。ありがとうございました。

#### CONTENTS

第25回学術集会開催報告	1	施設紹介：岡山療護センター	7
2020年度 第8回、2021年度 第9回 PEG・在宅医療学会論文賞	2	ひろば「旅の目的、ヘンなモノ探し！」蟹江治郎	8
第26回学術集会会告	3	ひろば「天王寺」探訪 玉森 豊	10
理事長挨拶	4	事務局インフォメーション/入会案内	12
2021年度 PEG・在宅医療学会理事会・代議員会メール審議結果	5	会則/投稿規定/胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則～資格認定条件細則	12
2021年12月以降 胃瘻関連研究会一覧	6		

## 2020年度 第8回 PEG・在宅医療学会 論文賞

受賞者：矢野 謙二（医療法人七徳会大井病院 外科）

受賞論文：大腸内視鏡を併用した経皮内視鏡的胃瘻増設術（PEG）症例の検討（原著）

p36-p42在宅医療と内視鏡治療 vol.23 No.1 Sep.2019

2013年度より、掲載論文の〈原著および臨床経験〉の中から〈論文賞〉を選出しております。論文賞受賞者には賞状及び賞金が授与され、次年度学術集会時に授賞式を行います。

※2020年9月に予定しておりました第25回学術集会が2021年に延期されましたので2020年度論文賞授賞式を2021年の学術集会時に行いました。



## 2021年度 第9回 PEG・在宅医療学会 論文賞

受賞者：清水 敦哉（済生会松阪総合病院 内科）

受賞論文：食道裂孔ヘルニアと高度萎縮性胃炎は経皮内視鏡的胃瘻造設術（PEG）後の肺炎と関連する（原著）

P44-p50在宅医療と内視鏡治療 vol.24 No.1 Sep.2020

2013年度より、掲載論文の〈原著および臨床経験〉の中から〈論文賞〉を選出しております。論文賞受賞者には賞状及び賞金が授与され、次年度学術集会時に授賞式を行います。

※2021年9月に開催されました第25回学術集会時に緊急事態宣言延長により、急遽受賞者が欠席となりました為、授賞式は2022年の学術集会時に行います。

# 第26回 PEG・在宅医療学会学術集会会告

## 第26回 PEG・在宅医療学会学術集会開催のご案内

会 期：2022年9月10日(土)

会 場：金沢市文化ホール

学術集会 HP：http://peg26.jp

メインテーマ：快適な PEG 栄養をめざして

学術集会会長：小川医院 院長 小 川 滋 彦



来る2022年9月10日に第26回学術集会開催させていただくことになりました。新型コロナ感染拡大の影響で1年延期となった第25回学術集会は9月18日に開催となり、会長である鈴木裕先生の熱い想いにほだされ上京。やはり学会はリアル開催に限る！と思に至りました。2022年秋にはコロナ禍がどのようなになっているのかは分かりませんが、ぜひ皆様に金沢へお越し頂きたいと願っております。

学会テーマである「快適な PEG 栄養をめざして」は、故・門田俊夫先生が編集された日本最初の教科書「経皮内視鏡的胃瘻造設術と在宅管理」(1996年)において、PEG 長期管理の章を担当させていただいた時のタイトルです。共同執筆者である上野文昭前理事長からお褒めの言葉をいただき大変励みになったことを今でも良く憶えています。後に曾和融生前理事長が監修された「PEG(胃瘻)栄養」が発刊された時(2004年関西 PEG・栄養研究会)、この語も市民権を得たのだと感無量でした。「快適な PEG 栄養」を書いた当時、大事なことは、PEG カテーテルを知り尽くしカテーテルトラブルを未然に防ぐこと、瘻孔部感染をなくし瘻孔を末永く使っていくこと、そして下痢・嘔吐なく適正な栄養管理が行われることだと思っていました。それは今でも正しいのですが、それだけで PEG 栄養を受ける方々が胸を張って生きていけるかというところではありません。いわゆる胃ろうバッシングは、私ども医療者の思慮の浅さに対する批判だったのかもしれませんが、実際の被害を受けたのはむしろ胃ろうを受ける当事者の方々だったのではないのでしょうか。胃ろうの恩恵を受ける方々が肩身の狭い思いをしないためには、世論のコントロールを受けるような「物差し」ではなく、もっと生きていくことを肯定するような何かが必要なのだと考え、今回の特別講演

に本邦における QOL (Quality of life) 研究の第一人者、中島孝先生をお呼びして、人々の幸せにつながる「真の QOL」を会員の皆様と学びたいと思います。ひとりひとりの人権を保障する確固たる考えを私どもがぶれずに持ち続けることが、「QOL の高い、快適な PEG 栄養」をめざすことになるのだと信じます。

第6回 HEQ 研究会として故・磨伊正義先生が会長をつとめられてから21年ぶりの金沢開催です。前回は振り返ると、施行後まもない介護保険や瘻孔管理、在宅管理とインフラ整備といった当時最先端のトピックスでした。今回は20年の荒波を乗り越えて行き着くべき、人間と医療の幸せな関係が共鳴し合う交響楽を皆様と奏でたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。



# コロナ第5波と学術集会



PEG・在宅医療学会 理事長

大阪府立十三市民病院 病院長 西口 幸雄

新型コロナウイルス肺炎の勢いが急速に衰え、第5波は収束に向かっています。患者が減ってきた理由は様々な推測がされ、ワクチンが広がったためだとか、肺炎になっても病院に入院できないかもしれないといったみんなの危機意識が広まったためだとか、もともとデルタ株はインド由来のものなので涼しくなってくると感染力が衰えるからだとか言われています。しかし、どれも関係しているような、関係がないような感じでまだよくわかっていません。

コロナ専門病院の十三市民病院では90人まで受け入れ可能だと言っていましたが、現在は10数人程度のベッド占拠率で推移しています。患者さんは軽症・中等症の20代から60代の人が多く、治療法は、抗体カクテル療法、レムデシビル投与など選択肢が増えました。このまま患者が減少し、できるだけ入院患者をゼロに近づけたいものです。

第3波や第4波のように重症化する人は少なくなっており、病棟での緊迫感はやや減少してはおりますが、第6波への懸念としては、ワクチン接種率がまだ50%強程度であること、緊急事態宣言が解除されて人の交流がふえてくるであろうこと、また、季節が変わって寒くなりこれからウイルス性肺炎の本番になることが挙げられます。

十三市民病院において、ワクチン接種した方でも感染して入院されていますが、重症化する人はいません。早く希望者全員にワクチン接種を進めてほしいと思います。

そのような中ではありましたが、9月18日に第25回 PEG・在宅医療学会学術集会が開催されました。昨年はコロナ禍で延期になりましたので、2年ぶりです。9月半ばはまだ肺炎患者も蔓延していましたので、集合型の開催をすることに対し賛否両論ありました。協議を重ね、参加される方々はほとんどワクチン接種を済ませ感染に対して十分留意されているだろうとの考えで、集合型での開催を決定しました。どうしても東京に来ることが出来ない方々のためには、あらかじめ収録されていたものを流す、といった工夫もされていました。鈴木当番会長のご英断に敬意を表します。シンポジウムや一般演題など合計82演題のご発表があり、会場で参加された方々は久しぶりの討論に嬉しさを隠し切れない様子でした。やはり学会は生で聞いて討論する、というのがいいと思います。顔を見なければ討論はかみ合いませんし、会議も進みません。PEGの分野は、PEGが必要な人にまだ十分に施行されていません。その対策についてどうしたらいいか、これからますます皆さんと考えていかなければいけないと思います。開催は1日だけでしたが朝から夕方までぎっしりプログラムが組まれており、参加者も久しぶりの学会を堪能されたことだと思います。

この拙稿が届くころ第6波が起こっていないことを願います。

CLINY

## フェイスルPEGキット

(鮎田式胃壁固定具II付) ISO 80369-3 対応

医療機器承認番号 23100BZX00083000

1 ロッドを押すことで穿刺針及び細径ダイレーター(10Fr)を突出させ、穿刺を開始する。

2 内視鏡下で胃内に細径ダイレーター(10Fr)が確認されたら、「解除ボタン①」を押すことで穿刺針が細径ダイレーター内に収納される。

3 更に本体を胃内に押し進め、内視鏡下でダイレーター(27Fr)が確認されたら、「解除ボタン②」を押すことで細径ダイレーター(10Fr)がダイレーター内に収納される。

CREATE MEDIC CO.,LTD. 本社:横浜市都筑区茅ヶ崎南2-5-25 E-mail:cliny@createmedic.co.jp  
Tel:045-943-3929/Fax:045-943-9084 ホームページ:https://www.createmedic.co.jp

## 2021年度【メール配信による】

# PEG・在宅医療学会 理事会・代議員会 メール審議結果報告

メール送信日：2021年9月13日(理事長・理事・監事・代議員)

(理事長・理事・監事・代議員)

西口幸雄、有本之嗣、松本昌美、前谷 容、合田文則、武藤 学、鈴木 裕、倉 敏郎、高橋美香子、今枝博之、小川滋彦、西脇伸二、伊藤義人、森瀬昌樹、妙中直之、瀧藤克也、比企直樹、松本敏文、玉森 豊、津川信彦、吉野すみ、蟹江治郎、松原康美、城本和明、朝倉 徹、今里 真、大石英人、堀内 朗、村上匡人、日下部俊朗、村松博士、三原千恵、鷲澤尚宏、伊藤明彦、伊東 徹、小西英幸、赤津裕康、西山順博、吉田篤史、犬飼道雄、高見澤 滋、細江直樹、清水敦哉、島崎 信、森安博人

(計45名、うち17名議決権あり) (敬称略)

理事からのメールによる回答は過半数以上の12名あり、下記3. 以外の全ての審議に関して承認が得られましたことをご報告いたします。

### 理事長挨拶(メール送信文より) 西口幸雄

皆様方、いかがお過ごしでしょうか。

今年も新型コロナウイルス肺炎は猛威を振るっています。第5波の真っ只中です。

理事会は昨年に続き、メール会議となりました。学会の活動報告を行いますので、質問のある方は質問していただき、承認を得たく思います。

PEG・在宅医療学会の学術集会は、一部現地参加できない方もおられるのは承知していますが、参加者はおそらくワクチン接種されておられる方々がほとんどであろうことから、現地開催という形を取らせていただきます。

多くのご参加をお待ちしております。

それでは、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

### ・議題

#### 【審議事項】

- 2020年度会計報告 財務委員長 妙中直之  
2020年度収支決算が資料に基づいて承認されました。
- 2022年度予算案 財務委員長 妙中直之  
2022年度予算が資料に基づいて承認されました。
- 2024年第28回学術集会会長選出 理事長 西口幸雄  
第28回学術集会会長選出は理事審議中の為、決定次第学会ホームページに掲載します。
- 学会役職人事 役職者選出委員長 鈴木裕  
資料に基づいて2022年度の理事候補1名、代議員候補2名、学術評議員候補3名の就任について承認されました。
- 第10回資格認定審査結果 資格認定制度委員長 瀧藤克也  
第10回資格認定審査結果について資料に基づいて承認されました。
- ①新委員会 医療安全委員会立ち上げについて 理事長 西口幸雄  
医療安全委員会立ち上げについて資料に基づいて承認されました。  
また委員長に松本敏文先生に就任いただくことについて承認されました。
- ②会誌『在宅医療と内視鏡治療』の電子ジャーナル化について 編集委員長 比企直樹  
会誌『在宅医療と内視鏡治療』の電子ジャーナル化について資料に基づいて承認されました。  
(J-stageへ掲載、事務局インフォメーションは掲載不要、印刷会社は創文印刷工業(株)、J-stageでの非公開期間は編集委員会と事務局に一任する。)

### <その他、ご意見・ご報告等>

西脇伸二理事より；第27回学術集会日程会場決定の報告をいただきました。

日時：令和5年(2023年)9月9日(土) 会場：長良川国際会議場

事務局回答：2021年10月4日、HPに掲載しました。

# 2021年12月以降 胃瘻関連研究会一覧

	研究会名称・代表者	事務局連絡先	参加対象者
1	北海道胃瘻研究会 倉 敏郎 (町立長沼病院 院長)	医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗 〒003-8585 北海道札幌市白石区東札幌3条3-7-35 TEL:011-812-2311 FAX:011-823-9552 E-mail:secretariat@h-peg.jp URL:http://h-peg.jp	主に道内の医師・看護師・栄養士・薬剤師等
2	福島県 PEG と経腸栄養と在宅医療フォーラム 木暮道彦 (公立藤田総合病院 外科) 引地拓人 (福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部)	福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 中村 純 ※年1回開催 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 TEL:024-547-1583 FAX:024-547-1586 E-mail:junn7971@fmu.ac.jp  <b>第6回福島県PEGと経腸栄養と在宅医療フォーラム 当番世話人:今村秀道(太田西ノ内病院)、濱田晃市(総合南東北病院)</b> 2022年4月9日(土)15:00開始(仮) 郡山商工会議所(郡山市) 開催事務局:福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 中村 純 (住所・連絡先は同上)	医師・消化器内視鏡技師・看護師・薬剤師・栄養士など
3	茨城県 PEG・PTEG 研究会 山本祐二 (つくばセントラル病院 救急診療科)	社会医療法人 若竹会 つくばセントラル病院 救急診療科 山本祐二 〒300-1211 茨城県牛久市柏田町1589-3 TEL:029-872-1771 FAX:029-874-4763 E-mail:yuuji.yamamoto@centralweb.sakura.ne.jp  ※詳細・日程を調整中です	医師・看護師・栄養士・薬剤師・介護士など、経管栄養に携わる全ての職種
4	北陸PEG・在宅栄養研究会 小川滋彦 (小川医院 院長)	小川医院 小川滋彦 〒920-0965 石川県金沢市笠舞2-28-12 TEL:076-261-8821 FAX:076-261-9921	経管栄養に携わる全ての職種 医師・コメディカル
5	長野県胃ろう研究会 堀内 朗・前島信也 (昭和伊南総合病院 消化器病センター)	昭和伊南総合病院 消化器病センター 〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂3230 TEL:0265-82-2121 FAX:0265-82-2118 E-mail:info@sihp.jp URL:http://www.sihp.jp	医師・看護師・薬剤師・栄養士・言語聴覚士
6	滋賀 PEG ケアネットワーク 伊藤明彦 (東近江総合医療センター 消化器内科医長)	東近江総合医療センター内 滋賀医科大学総合内科学講座 〒527-8505 滋賀県東近江市五智町255 TEL:0748-22-3030 FAX:0748-23-3383	医師・看護師・保健師など
7	広島胃瘻と経腸栄養療法研究会(広島ページェント) 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長) 徳毛宏則 (メリィホスピタル 内科)	医療法人社団八千代会 メリィホスピタル 内科 徳毛宏則 〒731-3167 広島県広島市安佐南区大塚西三丁目1-20 TEL:082-849-2300 FAX:082-849-2302 E-mail:secretariat01@pegent.org URL:http://www.pegent.org	一般市民、医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・訪問看護スタッフ・介護施設職員など
8	広島 PDN セミナー 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長)	医療法人信愛会 日比野病院 三原千恵 〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴東7-9-2 TEL:082-848-2357 FAX:082-848-1308 E-mail:mihara@hibino.or.jp URL:http://www.hibino.or.jp/	医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・リハビリスタッフ他全医療従事者 介護施設職員など
9	福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 宮崎 卓 (ヨコクラ病院 外科)	医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎 卓 〒839-0295 福岡県みやま市高田町濃施480番地2 TEL:0944-22-5811 FAX:0944-22-2045  <b>第5回福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 当番世話人:白橋 斉(医療法人社団正信会 水戸病院)</b> <b>2022年6月または7月、詳細未定</b> 開催事務局:医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎 卓 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ソーシャルワーカー
10	大分 PEG・経腸栄養研究会 松本敏文 (別府医療センター 外科医長)	国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 〒874-0011 大分県別府市内竈1473 TEL:0977-67-1111  <b>第26回大分PEG・経腸栄養研究会 当番世話人:小野英樹(大分県立病院 消化器内科)</b> <b>2022年6月予定</b> 開催事務局:国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士、内視鏡技師のほかPEG関連の方
11	PEG ケアカンファレンス熊本 城本和明 (イオンタウン田崎 総合診療クリニック 院長)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎 2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッフ全般
12	九州 PEG サミット 城本和明(PEG ケアカンファレンス熊本) 今里 真・松本敏文(大分 PEG・経腸栄養研究会) 伊東 徹(鹿児島 PEG カンファレンス)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎 2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッフ全般
13	南薩 PEG と経腸栄養を学ぶ会 伊東 徹 (菊野病院 消化器内科)	菊野病院 消化器内科 伊東 徹 〒897-0215 鹿児島県南九州市市川辺町平山3815 TEL:0993-56-1135 FAX:0993-56-5654 E-mail:nansatupeg@gmail.com  <b>第6回 南薩 PEG と経腸栄養を学ぶ会 当番世話人 伊東 徹(菊野病院 消化器内科)</b> <b>2022年2月19日(土)13:30~16:30 ふれあいプラザなのはな館(指宿市) 予定</b> <b>テーマ:いつが最適? PEG を選択する時期</b> 開催事務局:菊野病院 消化器内科 伊東 徹 (住所・連絡先は同上)	全ての医療関係者

※2021年12月以降の開催が決定しているものは太字で記載しました。研究会の開催中止・延期につきましては、各研究会ホームページや弊学会のホームページなどでご確認ください。  
※上記以外の研究会で本ニュースレターに掲載をご希望の方は、PEG・在宅医療学会事務局までご連絡下さい。

# 施設紹介

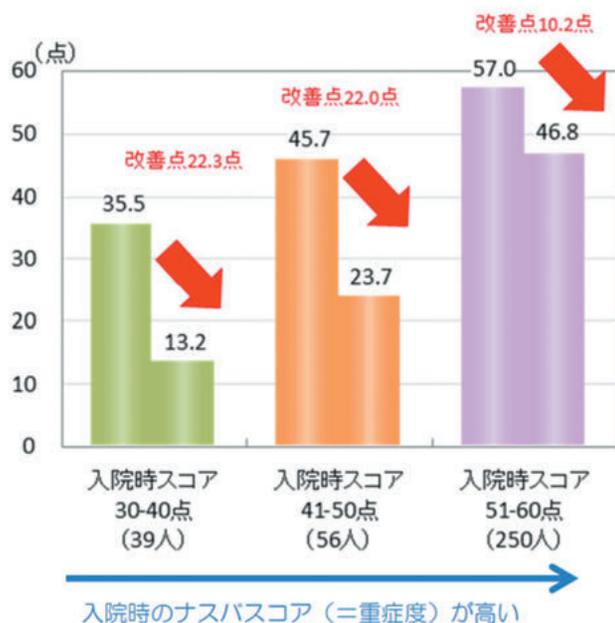
## 岡山済生会総合病院 内科・がん化学療法センター 犬飼道雄

岡山療護センターは恩師である梶谷伸顕先生が長年勤務されてきました。運営は独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA) より委託され、岡山済生会が行っています。こういったご縁で、私は岡山療護センターで週1回 NST 回診などの診療を行っています。NASVA 療護施設は、自動車の交通事故による脳損傷で重度の後遺障害 (遷延性意識障害) を負った方のための公的専門病院として全国に療護センター4カ所、療護センターに準じた治療と看護を行う委託病床7カ所があります。慢性期の患者さんを対象に、短期入院もありますが、最大3年にわたり適切かつ質の高い治療や看護を入院で受けることができます。

岡山療護センターには手術室や高度先進医療機械が備えられ、病床の仕切りが最小限のワンフロア病棟システムによって明るく清潔な環境が維持されています。看護師はプライマリー・ナースング方式のもと同じ看護師が継続して患者さんを退院まで担当します。各職種は各々の目線で患者さんの情報を収集・共有し、間接熱量計や In Body を日常的に使いながら栄養療法を学び、胃瘻管理を行い、摂食嚥下訓練やリハビリテーションを実施します。看護師・薬剤師・管理栄養士・リハビリ・検査技師をはじめとする多くのメディカルスタッフが活躍しています。



ワンフロア病棟システム



遷延性意識障害重症度評価に6項目から構成されるナスバスコアがあります。ナスバスコア30点以上の遷延性意識障害の方が入院対象ですが、退院時は4人に1人が遷延性意識状態から脱却した20点以下になります。9つの療護施設において、平成26年から5年間に退院した患者の入院時と退院時のナスバスコアの平均値を重症度別にみると、全てに明らかな改善を認めます。岡山療護センター NST は、1食でも経口摂取が可能になることで、ナスバスコアを構成する認知機能や発声・発語機能が改善し、遷延性意識障害の改善につながることを明らかにしました。

岡山療護センターでは PEG を行ったうえで、適切な栄養管理と胃瘻管理を実施し、積極的に摂食嚥下訓練に取り組み、遷延性意識障害の改善を成し遂げてきました。この場と機会を作ってくださった梶谷伸顕先生はじめ、岡山療護センター NST を支えてくださっている本田先生や鎌田先生、藤田先生、そして仲間たちに日々感謝です。

優しい医療・あたたかい看護を基本方針とする岡山療護センターには全国から遷延性意識障害の患者さんが来られています。おすすめの病院です。

最後になりましたが、たけうち静脈瘤クリニック武内謙輔院長、ご推挙いただきありがとうございます。



岡山療護センター NST の仲間たち

## 旅の目的、ヘンなモノ探し！

ふきあげ内科胃腸科クリニック 院長 蟹 江 治 郎

皆さん、こんにちは。ふきあげ内科胃腸科クリニックの蟹江です。唐突な情報提供となりますが、私、旅人です。旅をするために日常生活を耐え忍び、ただただ旅立つ日を待ち続けます。

ところで皆さんは旅に何を求めますか？グルメ？絶景？温泉？私ももちろんそれらに興味はあるものの、それ以上に萌えるのは“旅先のヘンなモノ”です。今回は今まで観てきた心躍る情報を、少し紹介したいと思います。

### 【何だ、この地名は！】

地元愛知県は豊田市の地名となりますが“ジュリンナ”なる地名があります。漢字はありません、カタカナです。もちろん女性の名前でもありません。地名に関心があり興味津々で訪れたのですが、特にこれといった見所はありませんでした。ここには酒呑ジュリンナ遺跡（しゃちのみじゅりないせき）という縄文遺跡があるのですが、かなりマイナーな史跡らしく、残念ながら見つけることさえ出来ませんでした。不思議なことにこの一帯、ジュリンナ付近の地名も変わっていて、ウジエ、ヲーツク、サクソなるカタカナ地名もあり驚かされます。ただジュリンナに比べれば、まあインパクトは少ないですよ。

交差点名も興味津々です。長崎県は五島列島の中通島（なかどおりじま）に“蛤”という交差点があります。離島旅は食事する場所が見つけられず、飢えることがしばしばですが、そのようなときに、この交差点を見つけてしまい飢えが増して最悪でした。また、最近見つけた交差点ですが、石川県は羽咋市（はくいし）では何と“猫の目”という名称の交差点を発見！この交差点、発見した時は驚きのあまり、こちらの目が猫の目状態になりました。

### 【大きさに見えて大きさにない道路標識】

鹿児島県の喜界島（きかいじま）にお邪魔したときのこととなりますが、“蝶に超注意！”との道路標識を発見しました（図1）。蝶をよく見かけることで有名なバタフライロードなる小道があり、その場所



図1 蝶に超注意!の標識

る標識です。また大げさな、とタカを括って訪問したところ、本当に蝶の大群に遭遇し思わずレンタカーを減速！まさに蝶に超注意なマジ標識でした。

### 【個性際立つオブジェいろいろ】

個人的には北海道は紋別市、流水科学センター横にあるカニの爪のオブジェが好きですが、オブジェの宝庫といえば沖縄県と確信しています。なかでもイチオシは何と云っても、沖縄県国頭村（くにがみそん）のヤンバルクイナ展望台（図2）でしょう。僕は基本的に旅先の下調べをしません。その時も下調べ無しスタイルで現地に向かい、目的地の名称からして当然ヤンバルクイナが観られる



図2 ヤンバルクイナは観られない展望台

展望台だ、と思い込んで訪問。しかし、訪れてみると何と展望台の形がヤンバルクイナで、残念なことに展望台からはヤンバルクイナは観られませんでした。

さらに宮古島の横にある来間島（くりまじま）にはタコ公園なる場所があり、ここにも予想を上回るオブジェが！このタコオブジェ、車を降り遊歩道（というか山道）を10分ほど歩いてようやくたどり着きます（図3）。さらにココ、タコオブジェ以外は何もなく、真紅のタコが異様な存在感を醸し出しています。是非とも皆さんこの唐突な出会いを体験してみてください。



図3 唐突に出現する派手な色のタコ

## 【動物で目が真ん丸】

鹿が闊歩する公園としては、奈良公園や厳島神社が有名ですよね。しかし、北の大地にも鹿多発地帯のエリアがあります。「北海道で鹿は珍しくなかるうが！」との厳しい御意見もあるかと思いますが、稚内ノシャップ岬近くの造船所の敷地内の広場、本当に鹿だらけです。鹿密度に関しては間違いなく前述の有名所より上です。(鹿せんべい小屋はありません。)

次にビックリしたのは沖縄県の与那国島の馬でしょうか。この馬の正体は島の特産品であるヨナグニウマで、島を巡っていると牧場があり馬を沢山見かけ、敷地内ではサファリパークのごとく彼らに取り囲まれます。こちらについても「牧場だから馬がいてもおかしくない！」と怒られそうですが、この馬たち、営利目的または農耕目的に利用するものではなく、単純に愛玩動物として飼育されていると聞き驚きです。観光用とも言われていますが、島の観光スポットの道は馬の糞だらけで、観光客にとって甚だ歩きにくく逆に大迷惑です…。

## 【石油臭のする温泉？】

温泉って良いですよ。個人的にはつるつるヌルヌルのウナギ肌になれる泉質が大好きで、今のところ一番のお気に入りには岩手県にある山の神温泉の優香苑、こもれび乃湯でしょうか。一方、个性的で驚かされる泉質の湯もあります。その最右翼として思い浮かぶのは、北海道は豊富町の豊富温泉(とよとみおんせん)ですね。何の前知識も無しで訪問、風呂の扉を開けた瞬間、石油の匂いがしてビックリ仰天です。思わず温泉分析書をガン見しましたが、同書には“(ホ) 知覚的試験：淡黄色白濁、カン味、石油臭”と記載があるではないですか。調べてみたところ世界的に珍しい原油を含んだ泉質とのこと、確かにお湯に油膜のようなものがありました。北海道の方は本当にたくましいです。

## 【ユニークな自販機と UFO キャッチャー】

旅をしていると、変わったものを売っている自動販売機を見つけることがあります。北の横綱として思い出すのは、北海道の留萌“道の駅るもい”にある自販機でしょうか。何と瓶詰め数の子売ってます(図4)。さらに同じ自販機内で、プリン、ケーキ、帆立メシの購入も可能とまさに地元特産品のカオス状態です。また、我が町名古屋では濃縮アゴ出汁の自販機を、千年の都である京都では仏国料理のデリバリー用自販機なども発見済みです。そして南の横綱として推薦したいのは、沖縄県は那覇市内の路上にあった焼き芋の自販機ですね。この自販機、焼き芋自体の販売も驚きですが、そもそも暑い沖縄で焼き芋を食べる機会は来るのでしょうか？



図4 道の駅るもいの数の子自販機

ン、ケーキ、帆立メシの購入も可能とまさに地元特産品のカオス状態です。また、我が町名古屋では濃縮アゴ出汁の自販機を、千年の都である京都では仏国料理のデリバ

リー用自販機なども発見済みです。そして南の横綱として推薦したいのは、沖縄県は那覇市内の路上にあった焼き芋の自販機ですね。この自販機、焼き芋自体の販売も驚きですが、そもそも暑い沖縄で焼き芋を食べる機会は来るのでしょうか？

番外編で自動販売機ではありませんが、北海道は釧路市で、活毛蟹を捕獲するUFO キャッチャーなるモノも発見しました(図5)。活毛蟹ですので当然カニは動いています。これでは普通にキャッチしようとしても、自力で逃げてしまうのではと思うのですが…。



図5 活毛蟹のUFO キャッチャー

## 【日本最長の私道と列車が通らない踏切】

私道というと皆さんはどういった道路を想像しますか？一般的にイメージされるのは、一車線幅の短い道路ですよ。ところが世の中には超弩級の私道があるんです。それは山口県の超大手企業である宇部興産の所有する“宇部興産専用道路”です。その全長は31km、片側二車線で外見はまさに高速道路です。さらにこの道路、海を渡るため全長1,020mの興産大橋なる橋まで備えています。宇部興産の構内には専用道路を走る車両用の踏切もあり、初めてこの地を訪れ、なにげなく踏み切り待ちをしていたら、目の前を列車ではなく自動車



図6 列車が通らない踏切

車が通り過ぎ、ひっくり返りそうになりました(図6)。余談ですが、もし宇部の町を訪れ食事をする機会があるのなら、メニュー全てが手作りで昭和レトロな雰囲気もたまらない“ウベ食堂”を激しく推薦します。

## 【さいごに】

以上とりとめもなく、旅先で見つけた気になったモノを紹介させていただきました。という事で最後にもう一つだけ紹介。北海道は北見市の観光？施設、さんりんかん(図7)。ココはあえて説明はいたしませんので、旅ヲタクの方は気が向いたら訪れていただき、ノークレームでお願い致します。それでは皆様のご多幸をお祈りしております。



図7 さんりんかん

## 「天王寺」探訪

和泉市立総合医療センター 外科 玉 森 豊

こんにちは。コロナ禍のためはるか昔の出来事のように思えますが、2年前西口理事長が会長として大阪で開催された第24回学術集会で事務局をしておりました玉森です。実は会場の大阪国際交流センターや懇親会の行われた「てんしば」は私の地元で、ともに大阪の中でも「天王寺(てんのうじ)」という地域にあります。ちなみに通天閣・新世界は浪速区、あべのハルカスは阿倍野区で、厳密には天王寺ではありません。天王寺の街について本当は当時もっとアピールしたかったのですが、様々な制約(?)がありお伝えできなかったのですが、今回この場を借りて述べたいと思います。

天王寺の地名は当地のシンボルである四天王寺(してんのうじ)に由来しています。学術集会のテーマを「以和為貴(わをもってとうとしとなす)」にしたのは、この四天王寺創建の中心人物とされている聖徳太子(厩戸皇子)の発した最も有名な言葉で、学会のテーマにぴったりと思ったからです。日本書紀によれば蘇我氏と物部氏の抗争で蘇我氏側についていた太子が四天王の木彫像を作り、勝利すればこれを安置する寺を建てると宣言して無事勝利したため593年に建てられたことから名づけられました。ただ創建された場所には諸説あり、当地ではなくもっと北であったともいわれていますが、少なくとも平安以降は現在地にあるようです。ということで太子

ゆかりの地としてここでは飛び出し坊やも太子が担っています(写真1)。四天王寺は弘法大師空海が修行されたことでも有名です。今でも盆正月お彼岸以外に毎月21日(空海の月命日)は「お大師さん(おだいしさん)」、22日

(聖徳太子の月命日)は「お太子さん(おたいしさん)」として縁日が催されてにぎわっています。なかでも4月22日は聖徳太子の命日で特に「聖霊会」と呼ばれ大規模な法要が催されます(写真2)。今年(2021年)は特に1400回忌ということで



写真1 飛び出し坊やも聖徳太子です



写真2 4月22日は聖徳太子の命日で特に「聖霊会」と呼ばれ大規模な法要が催されます

大きな節目だったのですが、このご時世ですので関係者のみの質素な法要となっただけです。

さて、時は下って戦国・江戸時代にこの天王寺にもっともゆかりのある人物といえば、「天王寺の戦い」での織田信長か、「大坂冬・夏の陣」の真田幸村になるかと思いますが（個人の感想です）、石山本願寺が大阪城になってしまい天王寺砦も跡形もなくなっていますので幸村ゆかりの地を訪れることとします。天王寺公園の敷地内に茶白山（ちゃうすやま）という小高い丘があります。今はのどかな佇まい



写真3 安居神社は非常に地味な佇まいなのでかなり注意しないとわかり通り過ぎてしまいます

ですが、大坂冬の陣では家康、夏の陣では幸村の本陣となり激戦が繰り広げられたたくさんの命が失われた地でもあります。ここから少し北へ入ったところに安居神社（やすいじんじゃ）という、看板がなければ入り口もわからないくらい小さく地味な神社があります（写真3）が、真田幸村が最後に討ち取られる時にもたれかかっていた（諸説あり）松があった場所に今も松が植えられ、近くに幸村の座像も立てられて（写真4）パワースポットとなっています。ちなみに大河ドラマの題名にもなった大坂城の出城である「真田丸」も今はわずかな痕跡を残すのみとなっていますが区役所にはジオラマが展示されています（写真5）。

大阪市はほぼ全域が大阪平野にあり平坦なのですが、この天王寺の周辺のみ上町台地（うえまちだいち）といって標高が数十メートル高くなっています。この台地にさしかかると坂道になりますが、古くから名前がついている坂があります。「天王寺七坂」と呼ばれそれぞれ距離も短くあまり急でないのが、有名な街歩きスポットになっています。この七坂は「真言坂（しんごんざか）」「源聖寺坂（げんしょうじざか）」「口縄坂（くちなわざか）」「愛染坂（あいぜんざか）」「清水坂（きよみずざか）」「天神坂（てんじんざか）」「逢坂（おうさか）」からなり、ほとんどが台地の西側の坂です。今は高層建築物が多くあまり景色が良くないですが昔は坂の上から見る夕焼けが非常にロマンチックであったらしく、上町台地の西側の一角は夕陽ヶ丘（ゆうひがおか）という地名で今でもその名残をのこしています。七坂のひとつ口縄坂は司馬遼太郎の「燃えよ剣」で土方歳三がお雪と逢瀬を楽しんだ場所（実際は坂の上の料亭）として新選組マニアの聖地となっています（写真6）。

ほかにもたくさんの魅力的なスポットがある天王寺ですので、次に大阪へお越しの際はぜひまた天王寺にお立ち寄り頂きたく、天王寺区 PR 大使のミルクボーイ（天王寺区出身）に代わってお願い致します。

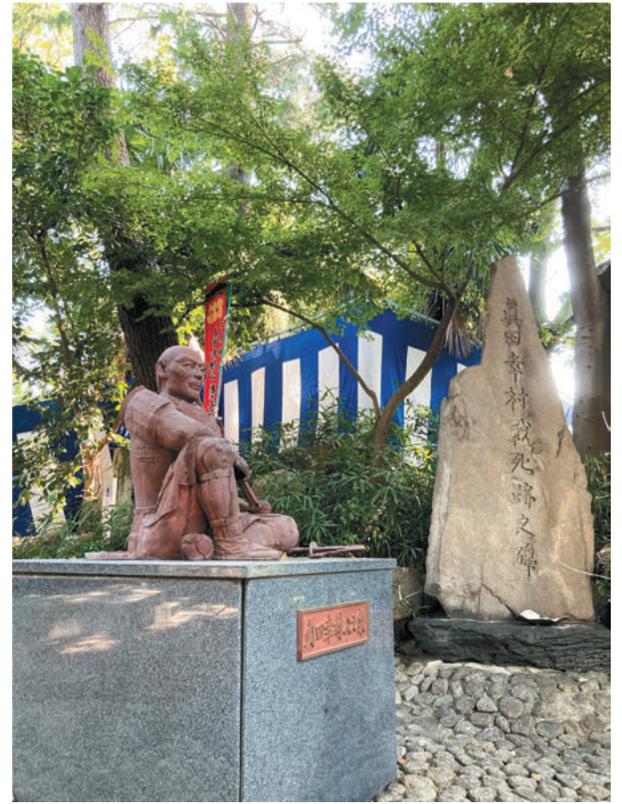


写真4 真田幸村座像はパワースポットとしてひそかに人気です



写真5 真田丸自体は現存していませんが、天王寺区役所には「真田丸」ジオラマコーナーがあります（区役所 HP より）申請すれば貸し出してくれるそうです（！）



写真6 四天王寺七坂のひとつ口縄坂は司馬遼太郎作品によって有名になったスポットのひとつです

### 【役職者の就任について】

2021年9月13日メール配信による理事会・代議員会において次の方の2022年度役職者の就任が承認されました。(敬称略・50音順)

- 理事：堀内 朗
- 代議員：合志 聡、杉田尚寛
- 学術評議員：高橋潤次、古内三基子、目黒英二

### 【COVID-19の影響による有効期限 / 資格認定更新年度の特例措置について】

PEG・在宅医療学会は2020年度の学術集会を2021年9月開催へ順延したことにより、2020年11月1日現在保有されている資格認定有効期限を1年延長することといたします。

これにより、2025年までの有効期限保有者まで順次、資格更新年度が1年後ろ倒しとなります。

例えば、現在保有資格の有効期限が2021年10月31日の先生の資格更新は、通例2021年度(例年1月4日～4月30日申請)ですが、2022年度に更新申請の受付をして頂くことになります。

例年どおり更新期日になりましたら、事務局より文書でご連絡申し上げます。

### 【会費納入のお願い】

8月下旬に2021年度の年会費納入依頼を郵送しておりますので年会費の納入をお願いいたします。払込票を紛失された場合は、事務局までご連絡ください。

また、払込票を使用せず下記口座に直接振り込んでいただいても結構です。その場合はお名前、会員番号を必ず記載してください。

#### <郵便局からお振込の場合>

口座番号：00980-7-288667

口座名：PEG・在宅医療学会

#### <銀行からお振込の場合>

銀行名：ゆうちょ銀行

店番：〇九九(ゼロきゅうきゅう)店

預金種目：当座

口座番号：288667

加入者名：PEG・在宅医療学会

## インフォメーション

● COVID-19の影響により2020年9月に予定しておりました第25回学術集会が2021年9月に延期になりましたことから2021年9月に発行を予定しておりました会誌「在宅医療と内視鏡治療 Vol.25」は休刊とさせていただき、2022年9月に発行致します。

● 第11回認定資格申請は、来年1月4日～4月末日消印到着で受付をいたします。ホームページの資格認定制度ページより申請用書式をダウンロードし、必要書類をそろえて手続きをお願いいたします。

● 資格認定更新年度の特例措置にて2022年10月末日(認定書記載：2021年10月末日)に資格の有効期限を迎える該当者および該当施設には、2022年2月中に登録住所に更新案内を送付いたします。申請期間は更新申請の受付書面到着後から4月末日消印到着です。

※申請年度にご注意ください。上記【COVID-19の影響による有効期限/資格認定更新年度の特例措置について】にて該当更新年度をご確認ください。

● 各種届ご提出のお願い

異動・転居やメールアドレスなどの変更があった場合は、必ず事務局あてにメールまたはFAXにて各種届/変更届をご提出ください。ニュースレターや会誌、その他お知らせが届けられない事例が増えています。

● 弊会ホームページよりニュースレターをご覧頂けます。

(トップページ> PEG・在宅医療学会>ニュースレター)

● 会員の施設をご紹介する場として「施設紹介」のページを設けました。「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEGに関することはもちろん、施設情報等の内容を掲載しています。原稿は1,000字以内、E-mail 添付で事務局(peg-office@umin.org)までお送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。

● 会員の皆様の意見交換の場として「ひろば」のページを設けました。掲載はペンネームも可能です。「近頃思うこと」、「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEGに関することはもちろん、ご自身の趣味や旅行記、ご当地グルメ情報等、内容は自由です。原稿は1,000字以内、E-mail 添付で事務局(peg-office@umin.org)までお送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。

● 業務内容により事務窓口を分けて運営いたしておりますのでご協力をお願いいたします。

※2019年10月より、事務局の所在地、電話・FAX 番号が変わりました。

事務局長：玉森 豊(理事)

事務局所在地：〒534-0021 大阪府大阪市都島区都島本通2-13-22

大阪市立総合医療センター 消化器外科内

TEL&FAX：06-6167-7183

- ・ 会員登録等学会全般および会誌・ニュースレターについてのお問い合わせ：  
PEG・在宅医療学会事務局  
E-mail:peg-office@umin.org
- ・ 教育セミナーおよび資格認定についてのお問い合わせ：  
PEG・在宅医療学会 教育認定窓口  
E-mail:kyoiku-nintei@heq.jp

## PEG・在宅医療学会(HEQ)入会のご案内

PEG・在宅医療学会(Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life)は、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡治療の補助による在宅医療の推進及び患者のQOL向上を達成するための学会です。1996年創設のHEQ研究会から2009年9月27日にPEG・在宅医療研究会に名称変更、2017年8月1日にはPEG・在宅医療学会に名称を変更いたしました。

### 【事業】

年1回の学会学術集会の開催と学会会誌「在宅医療と内視鏡治療」およびニュースレターの発行等必要な事業を行います。

### 【構成】

会員は、趣旨に賛同する医療従事者、関連する企業、団体です。

### 【会員の特典】

- ・ 本会主催の学会学術集会に演題を発表ならびに会誌に論文を発表することができます。
- ・ 本会発行の会誌ならびにニュースレターの無料配布が受けられます。

### 【年会費】

施設会員	¥20,000(5名まで)
	※6名以上からは1名につき4,000円追加で登録可
個人会員 医師/歯科医師	¥7,000
コ・メディカル	¥5,000(薬剤師・看護師・医療技術員等)
賛助会員	¥100,000(1口)

### 【会計年度】

毎年8月1日より翌年7月31日

### 【入会手続】

事務局にFAXまたはメールで連絡先を明記の上、入会申込書をご請求ください。

※学会ホームページ(www.heq.jp)から入会申込書をダウンロードできます。

- ①個人会員：会費は郵便振替にて振込み、領収書コピーを申込書と一緒にFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。

### 【振込先】

<郵便局からお振込の場合>

※郵便局備え付けの「振替口座 払込取扱票(青字)」をご使用下さい。

口座番号：00980-7-288667

口座名：PEG・在宅医療学会

<銀行からお振込の場合>

銀行名：ゆうちょ銀行

店番：〇九九(ゼロきゅうきゅう)店

預金種目：当座

口座番号：288667

加入者名：PEG・在宅医療学会

- ②施設会員：HPから「施設会員の登録について」をご一読いただき、申込書に必要事項を記入して事務局までFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。登録事項の確認後、代表者あてに請求書等を送付いたします。

- ③賛助会員：メールまたはFAXにて事務局まで申込書を請求、または学会ホームページ上からダウンロードしてご記入下さい。申込みをいただいた後にこちらからご連絡いたします。

### 【個人情報の取り扱いについて】

ご入会により登録いただいた個人情報は当学会に関連する活動にのみ使用させていただきますこととし、個人情報保護法に基づいた適切な管理をいたします。

### 【事務局】

〒534-0021 大阪府大阪市都島区都島本通2-13-22

大阪市立総合医療センター 消化器外科内

PEG・在宅医療学会事務局 玉森 豊

TEL & FAX：06-6167-7183

E-mail:peg-office@umin.org

URL: http://www.heq.jp

## PEG・在宅医療学会 会則

### 第一条 名称

本会はPEG・在宅医療学会 英文名：Society of Home Health Care, Endoscopic therapy and Quality of life (HEQ) と称する。

### 第二条 目的

本会は在宅医療(Home Health Care)の推進を目指し、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡的治療(Endoscopic Therapy)の補助による患者のQuality of Life(QOL)向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目

的とする。これらの頭文字3文字を取って、英文名をHEQ(ヘック)とする。

### 第三条 事業

本会は前条(第二条)の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 年1回以上の学術集会開催
2. 年1回以上の会誌の発行
3. その他必要な事業

### 第四条 会員

1. 本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって会員とする。会員は以下のように区分する。
  - 個人会員・・・個人として本会に入会したもの
  - 施設会員・・・施設として本会に入会したもの(代表者を届け出る)
  - 賛助会員・・・本会の運営を賛助する企業・団体
  - 名誉職会員・・・本会に役員として貢献し、定年となったもの
2. 本会に入会を希望するものは所定の入会申込書を当該年度の会費とともに本会事務局に提出する。
3. 会員が本会を退会するときは、その旨を事務局に届け出なければならない。この場合既納会費は返却しない。
4. 会費を3年間以上継続して滞納した会員は退会したものと見なす。

### 第五条 役員・名誉職会員・学術集會会長

1. 本会の運営にあたる以下の役員をおく。
  - 理事長(1名)・・・理事会で選出され、本会を代表する。
  - 理事(若干名)・・・代議員から選出され、理事会を開催し、本会の企画運営を行う。
  - 監事(2名)・・・会員から選出され、本会の会計監査を行う。理事や代議員との兼務はできない。
2. 本会に次の名誉職会員を置く。
  - 名誉理事長・・・本会の理事長として功績のあったもの。理事会・代議員会で推戴される。
  - 名誉会員・・・学術集会を開催した学術集會会長、またはそれと同等の功績があったもの。理事会・代議員会で推戴される。
  - 特別会員・・・本会に功績のあったもの。理事会・代議員会で推戴される。
3. 学術集会の運営にあたる学術集會会長を置く。
  - 学術集會会長・・・理事の中より順次選び、担当する年の学術集会を開催し、その実務運営にあたる。

### 第六条 代議員・学術評議員

- 代議員・・・理事会での決定事項を承認する。会計を議決する。
- 学術評議員・・・学術評議員会を組織し、学術活動について審議する。

### 第七条 理事、代議員・学術評議員の選出および任期

1. 理事は代議員会で選挙により決定する。
2. 代議員は会員の選挙により決定する。
3. 学術評議員は、理事、代議員の推薦により、理事会で選出され、代議員会で承認される。
4. 理事、代議員及び学術評議員の任期は一斉改選の年から3年とし、再任を妨げない。
5. 理事、代議員及び学術評議員の定年は65歳になった事業年度の終了をもってする。監事は70歳とし、理事長は70歳とする。名誉職会員についてはその主旨から定年は定めない。
6. 理事、代議員の選挙方法は別に定める。

### 第八条 会議

本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。

1. 理事会・・・理事で構成され、本会の企画運営に関する事項を議決する。  
議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて理事の過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。
2. 代議員会・・・理事会の議決事項を承認し、会計を議決する。  
議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。
3. 委員会・・・本会運営のために必要な委員会を設置する。その規則は別に定める。  
委員長は理事長から委嘱される。

### 第九条 会費

1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。
2. 会費は別途、施行細則で決定する。

### 第十条 会計

1. 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

2. 会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日までとする。
3. 理事会の議を経て、代議員会で会計報告を行い、承認を得る。

### 第十一条 学会名称及び会則の改正

学会名称及び会則の変更は代議員会で過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。

### 第十二条 事務局

1. 本会の事務局は大阪市立総合医療センター消化器外科内に置く。
2. 事務の責任者として事務局長を置く。

### 第十三条(附則) 本会則は平成29年8月1日より施行する。

- 平成29年 8月 1日 制定・施行
- 平成29年 9月22日 改定
- 平成30年 4月 1日 改定
- 平成30年12月 1日 改定
- 令和 1年 9月 6日 改定
- 令和 3年 9月24日 改定

### 施行細則

#### 第一条 委員会

本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会、時限委員会を設置することができる。

1. あり方委員会
2. 倫理委員会
3. 総務委員会
4. 財務委員会
5. 編集委員会
6. 広報委員会
7. 規約委員会
8. 役職者選出委員会
9. 学術委員会
10. 用語委員会
11. 社会保険委員会
12. 教育委員会
13. 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会
14. PEG チーム医療委員会
15. 選奨委員会
16. COI 委員会
17. データベース委員会
18. 学生・若手医療者支援委員会
19. 医療安全委員会

#### 第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

#### 第三条 年会費

1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
2. 役員、代議員および学術評議員は個人会員扱いとし、その年会費は医師/歯科医師10,000円、コ・メディカル8,000円とする。
3. 個人会員のうち医師/歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、医療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。
4. 施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名以上からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする。
5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とする。

## PEG・在宅医療学会 投稿規定

#### ■投稿資格■

投稿原稿の筆頭著者は、本学会会員であることを原則とする。

著者は原則10名以内、但し10名を超える場合は論文における役割分担、貢献内容など理由を明記して提出し、これを委員長判断で可否を決定する。

#### ■掲載規定■

1. 投稿論文の区分は、原著・臨床経験・症例報告・総説・活動報告・その他とする。
2. 原稿は和文または英文とし、和文と英文で要旨(250語以内)を添付する。和文原稿は本文(文献含む)が5,000～6,000字以内を原則とする。図・表・写真等は10枚以内とする。英文原稿もこれに準ずる。ただし、活動報告とその他は4,000字以内とする。
3. 「原著・臨床経験」は目的、方法、成績、考察の順に明瞭に記載する。
4. 図・表・写真等は、印刷にて十分に理解できるものになるよう留意する。
5. 原稿はプリントアウト3部(図表が明瞭であればコピーでも可)を事務局あてに書留(簡易書留も可)送付する。

6. 原稿の採否・掲載の順位などは、レフェリーの意見を参考にし、編集委員会において決定する。
7. 当会誌に掲載された抄録および論文の著作権は当学会に帰属する。

#### ■執筆要項■

1. 原稿は横書きA4判(20×20字)を用い、本文には必ずページ数を付すこと。
2. 原稿は原則として和文、楷書、横書、新かなづかいとし、正確に句読点をつける。
3. 論文中たびたび繰り返される用語のかわりに略語を用いる場合は、初出のときに正式の語を用い、その際「(以下…と略す)」と断る。
4. 外国人名、外国の地名、対応する日本語の未だ定着しない学術用語などは原語のまま表記する。その場合には固有名詞、ドイツ語名詞、および文頭にきた語句のみ最初の1字を大文字とし、その他は小文字とすることを原則とする。薬剤名・化学物質名などは、原則として字訳規定に基づき字訳して片カナ表記するものとするが、類雑になると判断される場合はこの限りではない。
5. 文献は本文中で引用されたもののみ最小限を挙げ、文献番号は本文での引用順とし、本文中の引用箇所には必ず右肩に上付きで「<sup>1)</sup>」を付すこと。また、本誌における文献欄の書式は下記のように統一し、邦文の場合は日本医学図書館協会編「日本医学雑誌略名表」により、外国文献の場合は最近の Index Medicus の記載に準じ、必ずタイプすること。  
〈雑誌〉著者名. 題名. 雑誌名 西暦発行年; 巻数: 頁(初~終)  
〈書籍〉著者名. 題名. In: 書名(編者名). 発行地: 発行所名, 西暦発行年: 頁(初~終)  
なお、引用文献の著者名・編者名は、6名以内の場合は全員を記し、7名以上の場合にははじめの3名を連記の上、「-ほか」あるいは「- et al」とする。文献の表題は、副題を含めてフル・タイトルを記すこと。学会発表の抄録は(会)あるいは(abstr) とすること。その他、書式の詳細は本誌の記載例に準ずる。
6. 原稿には表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属を明記する。
7. 図表にはそれぞれの番号を、写真は天地を指定の上、必ず筆頭著者名を記載しておくこと。
8. 図表の説明(legend) は、独立した用紙に記載し、その表記は「図または Figure」, 「表または Table」とし、それぞれ順にアラビア数字を付すこと。
9. 原稿は必ずデータにて入稿すること。その際 Windows フォーマットの CD-R (CD-RW) または E-Mail を用いた Ms-Word 形式、またはテキスト形式とし、プリントアウトしたもの3部と投稿チェックシート(ホームページ上でダウンロード可) と共に郵送すること。
10. 著者校正は1回とし、訂正は誤植、明らかなミスにとどめ、大幅な加筆は避ける。

#### ■原稿送付先■

〒534-0021 都島本通二郵便局留  
大阪市立総合医療センター 消化器外科内  
PEG・在宅医療学会 会誌担当  
TEL&FAX : 06-6167-7183  
E-mail : peg-office@umin.org  
必ず書留(簡易書留も可)にてお送り下さい

(2019年9月6日 改訂)

## PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 PEG・在宅医療学会(以下本会)は、胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展・普及を推進するため、胃瘻に関する一定以上の経験と十分な知識を有する医療従事者・医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献することを目的として胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度(以下本制度)を設ける。

#### (認定制度の資格対象)

第2条 本制度の資格対象を個人と施設とする。

#### (認定制度委員会)

第3条 本制度規則作成および運営のために胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会(以下本委員会)を設ける。

### 第2章 認定制度委員会

#### (認定制度委員会の構成)

- 第4条 本委員会は認定制度委員長(以下本委員長)と数名の認定制度委員(以下本委員)で構成される。
2. 本委員長は本会の理事から選任され、委員は理事・代議員・学術評議員および若干の有識者から委員長が指名する。
3. 本委員会の中に次の2つの小委員会を設ける。
  - 1) 資格条件検討委員会
  - 2) 資格審査委員会
4. 本委員会は小委員会を統括運営する。

#### (認定制度委員長および委員の委嘱)

第5条 本委員長および本委員は理事会で承認の上、理事長が委嘱する。

#### (認定制度委員長の職務)

- 第6条 本委員長は本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。
2. 本委員長は、本委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、直ちに臨時委員会を召集する。
3. 本委員長は委員会の審議結果を理事会に報告し承認を得る。

#### (認定制度委員会の成立)

第7条 本委員会は本委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

#### (議決の方法)

第8条 本委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は本委員長が議決するものとする。

#### (任期)

- 第9条 本委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 本委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

#### (欠員の補充)

- 第10条 本委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、理事長が代行を指名する。  
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第3章 小委員会

#### (小委員会の構成およびその業務)

- 第11条 第4条3項に定める小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。
2. 資格条件検討委員会は胃瘻取扱者・取扱施設の認定者および認定施設としての資格条件を検討するための委員会である。
3. 資格審査委員会は資格申請および更新を審査する委員会である。

#### (小委員会委員長および委員の選任および委嘱)

第12条 小委員会の委員長は本委員会の委員の中から本委員長が指名し、小委員会委員は小委員会の委員長が指名し、本委員長が委嘱する。

#### (小委員会委員長の職務)

- 第13条 小委員会委員長は小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小委員会を年1回以上召集する。
2. 委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、速やかに臨時小委員会を召集する。
3. 小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

#### (小委員会の成立)

第14条 小委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

#### (議決の方法)

第15条 小委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は小委員会の委員長が議決するものとする。

#### (任期)

- 第16条 小委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

#### (欠員の補充)

- 第17条 小委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、本委員長が代行を指名する。  
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第4章 個人資格、施設資格の申請、更新、交付および喪失

#### (個人資格の種類)

- 第18条 個人資格は胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類され、このうち胃瘻造設者、胃瘻管理者は認定資格と専門資格を設ける。
2. 胃瘻造設者は初期造設およびカテーテル交換を行う医師とする。
3. 胃瘻管理者は造設された胃瘻を管理する医師または看護師とする。
4. 胃瘻教育者は胃瘻教育を行うに十分な知識と経験をもつものとする。
5. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

#### (施設資格の種類)

第19条 施設資格は造設施設および管理施設に分類され、そのそれぞれに認定資格と専門資格を設ける。

2. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(個人資格、施設資格の申請)

第20条 個人資格および施設資格を申請する者は、資格申請書類を資格審査委員会に提出する。

(申請の方法)

第21条 個人資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。

- 1) 認定申請書(書式Ⅰ)
- 2) 医師・看護師免許証の写し(胃瘻教育者は除く)
- 3) オンライン教育セミナー／資格試験受講証の写し
- 4) 経験症例数証明書(書式Ⅱ、ただし胃瘻教育者は除く)
  - 1) 症例数または症例数のスコア(Ⅱ-3)
  - 2) 代表症例10例のケースカード(Ⅱ-1または2)書式Ⅱ-3～5にはそれぞれ施設長または所属上長の証明が必要である。
- 5) 業績目録(書式Ⅲ-1、ただし胃瘻教育者資格は資格認定条件細則第2条3項に規定する業績(書式Ⅲ-2)とする)  
学会や研究会の参加証、発表や講演を行った日時、名称、発表・講演の内容が載っているページの写し、論文が掲載された雑誌などの表紙および論文の最初のページと最終ページの写しを添付する。

第22条 施設資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。

- 1) 認定申請書(書式Ⅳ)
- 2) 1. 認定造設施設:1名以上の認定造設医師(非常勤可)の認定証コピー  
2. 認定管理施設:1名以上の認定管理医師(非常勤可)と1名以上の認定管理士の認定証コピー  
3. 専門造設施設:1名以上の専門造設医師(非常勤可)の認定証コピー  
4. 専門管理施設:1名以上の専門管理医師(非常勤可)と1名以上の専門管理士の認定証コピー

## 第5章 認定、登録、資格喪失

(認定審査)

第23条 認定審査は以下のごとくとする。

- 1) 審査料:1資格につき5000円
- 2) 申請の時期:毎年1月4日から4月末日到着分。
- 3) 認定審査の時期:5月1日から8月末日までの間に資格審査委員会で審査し、理事会で承認を得る。
- 4) 認定結果:10月15日までに申請者に通知する。

(登録)

第24条 登録は以下のごとく行う。

- 1) 登録料:1資格につき5000円
- 2) 登録料の支払いが確認できた時点で登録原簿への記入、認定証の発行を行う。
- 3) 登録は1月末日までに完了することとし、期限を過ぎた場合には当該認定を無効とする。

(個人資格、施設資格認定証の交付)

第25条 個人資格および施設資格認定証は本会が理事長名で交付する。

(個人資格、施設資格認定証の有効期限)

第26条 個人資格および施設資格認定証の有効期限は5年間とする。

(個人資格、施設資格の喪失)

第27条 個人資格および施設資格は、次の事由によりその資格を喪失する。

1. 本会の会員としての資格を喪失したとき。
2. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
3. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
4. 個人資格および施設資格の更新をしなかったとき。
5. 施設資格条件が満たされなくなったとき。

(個人資格、施設資格の取消)

第28条 個人資格および施設資格が不相当と認められた者に対しては、本委員会の議を経て理事長は何時にてもそれを取り消すことができる。

(個人資格、施設資格認定証の返却)

第29条 個人資格および施設資格を辞退もしくは取り消された者は、本会に資格認定証を直ちに返却しなければならない。

## 第6章 資格更新

(個人資格、施設資格の更新)

第30条 個人資格および施設資格を更新する者は、資格更新申請書類を資格審査委員会に提出する。

2. 資格更新条件はその詳細を資格条件細則内に定める。

## 第7章 教育

(教育制度の構築)

第31条 胃瘻に関する教育制度を構築する。

2. その詳細は別途定める。

## 第8章 その他

(会計)

第32条 資格認定制度にかかる申請料・登録料・更新料等の納入は専用のゆうちょ銀行振替口座(PEG・在宅医療学会資格認定制度)を通じて行い、年度末締めにより学会収支へ統合し監査を受けるものとする。

2. 本口座の管理代表は事務局長がとめる。

(本認定制度規則の変更)

第33条 本認定制度規則の変更は本委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

(本認定制度規則の施行)

第34条 本認定制度規則は平成29年8月1日から施行する。

- |            |      |
|------------|------|
| 平成20年9月20日 | 制定   |
| 平成21年9月26日 | 一部改訂 |
| 平成22年9月10日 | 一部改訂 |
| 平成23年9月9日  | 一部改訂 |
| 平成24年9月14日 | 一部改訂 |
| 平成29年9月22日 | 一部改訂 |

## PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定条件細則

本規約は、PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第18条5項および第19条2項の規定に基づき、認定者および認定施設の申請資格条件を規定するために設けられたものである。本制度の目的である胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第1条「内視鏡的胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展、普及を推進するため、胃瘻に関する一定の経験と十分な知識をもつ医療従事者、医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献すること」を基本に条件を作成した。すなわち、認定された胃瘻取扱者・取扱施設はこれから胃瘻造設術を受ける立場の方々や家族の方々が、一定の経験と十分な知識がある医療従事者・医療施設であると認識をされるような条件を第一義に考慮して作成した。

第1条 本資格は個人資格と施設資格の2種類に分ける。

1. 個人資格は、胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類される。
2. 胃瘻造設者と胃瘻管理者は、経験症例数と業績に応じて認定資格と専門資格を設ける。
3. 施設資格は、造設施設および管理施設の2種類に分類され、それぞれに認定資格と専門資格を設ける。

第2条 個人資格の申請者は1から6までのすべての条件を満たすものとした。

1. 本会会員資格  
PEG・在宅医療学会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。
2. 資格別の条件
  - 1) 胃瘻造設者の資格  
医師の資格をもつもので、「胃瘻造設医師」とする。  
後出で記載する3から6項を証明できること。
  - 2) 胃瘻管理者の資格  
医師または看護師の資格をもつもので、「胃瘻管理医師」「胃瘻管理士」とする。後出で記載する3から6項を証明できること。
  - 3) 胃瘻教育者の資格  
胃瘻および在宅医療に関する次の業績のうち2つ以上(1項目2つでも可)を証明できること。(書式Ⅲ-2)
    - (1) 論文・著書の筆頭著者(学会発表抄録は不可)
    - (2) 本会または他の学会、研究会(全国規模のものに限定する)でのシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、要望演題などの筆頭発表者(一般演題は不可)
    - (3) 特別講演、教育講演、ランチョンセミナーなどの筆頭著者
    - (4) 医師会、市区町村における医療従事者を対象とした講演の演者
3. 本会への参加義務  
PEG・在宅医療学会学術集会へは5年間に1回以上参加しなければならない。申請時より遡って5年以内の本会学術集会の参加証(ネームカード)の写し1回分以上を添付すること。
4. 胃瘻造設および管理の経験症例数(書式Ⅱ、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)  
書式Ⅱ-3、4、5については、症例ごとに勤務先が異なる場合は当該施設ごとに記載し、それぞれの施設長または所属上長の証明を要する。
  - 1) 胃瘻造設:術者(内視鏡担当は含まない)としての造設症例数をもって表す。  
1症例に対し2名の造設医の登録が可能である。

2) 胃瘻管理：入院・入所管理と在宅管理の合計症例数およびスコアをもって表す。

- (1) 入院・入所症例：少なくとも1回のカテーテル交換を含む在籍3ヶ月以上(入院期間+その後の外来通院期間の総計)の症例数で表す。  
1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
- (2) 在宅症例：症例数X年数のスコアで表す。(例：A症例を引き続き3年間在宅管理をしたとするとA症例のスコアを3とする。B症例は6ヶ月間在宅管理をしたとするとB症例のスコアは0.5である。それぞれの症例のスコアの総和で表す。)  
1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。  
症例数の申請には施設長または所属上長の証明がついた実績書類の提出を必要とする。

#### 5. 業績目録(書式Ⅲ-1、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)

以下の論文、研究発表(学会発表の抄録は不可)および学会研究会参加を点数として表す。それぞれは1回についての点数である。

- (1) 本会参加(必須条件)：10点
- (2) 本会学術集会における発表  
筆頭者：10点、筆頭以外：5点
- (3) 在宅医療と内視鏡治療(本会機関誌)論文発表(発表抄録は不可)  
筆頭執筆者：20点、筆頭以外：5点
- (4) 学会(研究会および学会の地方会などは含まない)  
著書・雑誌論文：内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。  
筆頭執筆者：10点、筆頭以外：5点
- (5) 本会、その他の学会・各種研究会での胃瘻の造設・管理および在宅医療に関する特別講演や教育講演(30分以上のもの)：10点
- (6) 学会、研究会、地方会における発表  
内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する  
筆頭発表 5点、筆頭以外 3点
- (7) 本会、その他の学会、各種研究会、地方会における司会、座長、コメンテーター、特別発言：内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。 それぞれにつき10点
- (8) 胃瘻または在宅医療に関する学会、研究会、セミナー等への参加  
それぞれにつき3点
- (9) 嚥下機能評価講習会の参加 3点  
本会および胃瘻関連学会主催、共催、後援のものに限定する。

#### 6. オンライン教育セミナー/資格試験受講証明書の写し 10点

本会が主催するオンライン教育セミナー/資格試験の受講の必要がある。申請および更新の場合は、5年に1度の受講を必須とする。ただし胃瘻教育者資格の場合、新規申請にあたっての受講の定めはないが、更新時の条件として受講を必須とする。

### 第3条 認定の種類

#### 1. 個人資格

##### 1) 胃瘻造設者

認定胃瘻造設医師：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの  
専門胃瘻造設医師：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

##### 2) 胃瘻管理者

- (1) 入院・入所施設：  
認定胃瘻管理医師：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの  
認定胃瘻管理士：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの  
専門胃瘻管理医師：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの  
専門胃瘻管理士：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
- (2) 在宅管理：  
認定胃瘻管理医師：スコア20以上かつ業績30点以上のもの  
認定胃瘻管理士：スコア20以上かつ業績30点以上のもの  
専門胃瘻管理医師：スコア40以上かつ業績50点以上のもの  
専門胃瘻管理士：スコア40以上かつ業績50点以上のもの

##### 3) 胃瘻教育者

第2条2の3)に掲げる条件を満たすもの

#### 2. 施設資格

施設会員として本会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。

##### 1) 造設施設

認定胃瘻造設施設：1名以上の認定胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍すること  
専門胃瘻造設施設：(1) 1名以上の専門胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍すること  
(2) 嚥下機能評価が可能であること。

##### 2) 管理施設

認定胃瘻管理施設：1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)と1名以上の認定胃瘻管理士が在籍すること  
専門胃瘻管理施設：(1) 1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)と

1名以上の専門胃瘻管理士が在籍すること

(2) 嚥下機能評価が可能であること。

#### <更新手続き>

第4条 有効期限の満了による各個人資格の更新手続きは、5年以内の本会学術集会の参加1回とオンライン教育セミナー(資格試験は免除)受講を必須としてそれぞれ以下1)に定める点数を満たすものとする。点数は業績書式Ⅲ-1により第2条5、6で算定し証明するコピーの添付を要する。各施設資格の更新手続きは以下2)に定める書類の添付をもって行う。

##### 1) 個人資格

- (1) 認定胃瘻造設者(医師)：業績20点以上
- (2) 専門胃瘻造設者(医師)：業績30点以上
- (3) 認定胃瘻管理者(医師および看護師)：業績20点以上
- (4) 専門胃瘻管理者(医師および看護師)：業績30点以上
- (5) 認定胃瘻教育者：業績20点以上

##### 2) 施設資格

- (1) 認定胃瘻造設施設：1名以上の認定胃瘻造設者(非常勤可)認定証の写し
- (2) 専門胃瘻造設施設：(1) 1名以上の専門胃瘻造設者(非常勤可)認定証の写し  
(2) 嚥下機能評価が可能であること。
- (3) 認定胃瘻管理施設：1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)および1名以上の認定胃瘻管理士の認定証写し
- (4) 専門胃瘻管理施設：(1) 1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)および1名以上の専門胃瘻管理士の認定証写し  
(2) 嚥下機能評価が可能であること。

各認定証の写しは更新申請時に有効、なおかつ継続在籍が予測される場合に限るものとする。

#### 第5条 更新手続きの期間

- 1) 更新の案内は該当年の2月末日までに申請者の登録住所へ郵送する。
- 2) 更新を希望するものは必要書類を整えて更新料を納入し、4月末日までに申請書に記載された所定の届出先へ送付する。

#### 第6条 更新料

更新料は1資格につき5,000円とし、登録料は不要とする。

#### 第7条 更新時の審査

- 更新手続き書類は資格審査委員会にて判定を行い、理事会了承により正式な更新許可とする。
2. 審査結果は10月15日までに申請者へ通知するものとし、更新が認められた場合には証書を同送する。
  3. 定められた期限内に更新申請のなかった資格、および審査を通過しなかった場合は、次回以降の新規申請により改めて取得申請ができるものとする。ただし、やむを得ない事情により更新手続きができなかった場合には失効後1年間は手続きの猶予を設ける。

#### <本施行細則の変更>

第8条 本施行細則の変更は、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

#### <本施行細則の施行>

第9条 本施行細則は平成29年8月1日から施行する。

- 平成20年9月20日 制定  
平成21年9月26日 一部改訂  
平成22年9月10日 一部改訂  
平成24年9月14日 一部改訂  
平成25年9月6日 一部改訂  
平成26年9月12日 一部改訂  
平成28年9月2日 一部改訂  
平成29年9月22日 一部改訂